

公益財団法人 愛知県サッカー協会東三河地区協会 理事会決定事項  
【後援、特別協賛および協賛の扱いについて】

## 1. 後援

主催者の依頼により、東三河地区協会が競技会運営を後援する場合は下記の通りとする。

### (1) 運営方法

- ・ 東三河地区協会は、主催者からの依頼により、競技の運営（対戦方法の調整および決定、ルールの適用、審判の派遣、会場の設営など）を行う。運営の範囲は、主催者と事前に協議を行う。
- ・ 運営経費は、東三河地区協会が内容を検討し、主催者側が負担する。（競技会規模に応じて、東三河地区協会が必要人工数を検討し、事前に見積書を提出する。）
- ・ 運営経費とは、原則として役員、担当者の交通費および食費とする。
- ・ 交通費、食費の詳細は下記の通りとする。

交通費（愛知県サッカー協会旅費規定に準ずる）

会議など2時間程度の事前準備にかかわるもの	1回あたりの基準額
競技会当日もしくは前日準備に要するもの	1回あたりの基準額
審判員	1回あたりの基準額

※ 東三河地域外の出張のために交通費は、上記とは別の基準で1回あたりの基準額とし、交通機関実費を考慮し主催者と協議のうえ決定する。

昼食費 競技会当日もしくは前日準備により昼食を必要とするもの 現物/人

- ・ 支払いは、東三河地区サッカー協会銀行口座に振込みとし、現金は受け取らない。

### (2) 申請手続き

- ・ 後援の申請は「愛知県サッカー協会 後援申請書」を愛知県サッカー協会に申請する。
- ・ その際に、所定の後援申請手数料を愛知県サッカー協会に納付する。

### (3) 結果報告

- ・ 事業結果の報告は「愛知県サッカー協会 事業報告書」に記載し、事業および決算の内容を愛知県サッカー協会に報告する。

## 2. 特別協賛（冠協賛）および協賛

東三河地区協会が主催する事業・大会に、企業・団体等に特別協賛および協賛をお願いする場合、東三河地区協会が愛知県サッカー協会にその事業の開催を報告する。特別協賛の金額は、東三河協会が定めた基準額以上とし、特別協賛先にはその代償として自己の名称、商標等を、試合等の名称に使用する権利を与える。

以上